

# 福岡県公報

平成十九年三月二十八日  
第二千六百五十八号  
増刊 ①

福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部を改正する規則  
福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則（昭和四十八年福岡県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

## 規則

### 目次

○福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

○福岡県獣医療法施行規則の一部を改正する規則

#### 訓令

○知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議

の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

（消防防災安全課）……………○

○知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県石油コン

ビナート等防災本部の本部員及び幹事の指名等に関する規程の一部

（消防防災安全課）……………○

○福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

（人事委員会事務局任用課）……………○

第六条中「条例別表第一備考三及び条例別表第二備考二」を「条例別表備考二」に改め、同条第一号中「条例別表第一又は条例別表第二」を「条例別表」に改め、「福岡センター又は北九州」を削り、同条第二号中「大ホール又は北九州センターの」及び「（以下単に「小ホール」という。）」を削り、「大ホール又は小ホール」を「小ホール」に改め、「条例別表第一又は条例別表第二」を「条例別表」に改め、同条第三号中「福岡センター又は北九州センターの」を削り、「条例別表第一又は条例別表第二」を「条例別表」に改める。

## 規則

福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十七号

第七条中「条例別表第一備考八及び条例別表第二備考七」を「条例別表備考三」に、「附属施設等使用料」を「附属設備等使用料」に改め、「それぞれ」及び「及び別表第三」を削る。

第八条第一項中「福岡センター又は北九州」を削り、「第六条第一号」を「第五条第一号」に改め、「福岡センター又は北九州」を削り、「第六条第一号」を「第五条第一号」に改め。

第九条第一号中「よつて福岡センター又は北九州」を「よつて」に、「なつた」を「なつた」に改め、同条第二号中「大ホール又は」を削り、同条第三号中「福岡センター又は北九州センターの」を削り、「申出た」を「申し出た」に改め、同条第四号中「北九州センターの」を削り、「取り消し」を「取消し」に改める。

第十一条第一号中「福岡センター又は北九州」を削り、同条第二号中「大ホール又は」を削り、「条例別表第一備考」又は「条例別表第二備考」を「条例別表備考一」に改め、同条第三号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第四号から八号までの規定中「福岡センター又は北九州」を削る。

第十一條中「福岡センターの体育館又は北九州センターの」を削り、「若しくは」を「又は」に、「第六条第一号」を「第五条第一号」に、「第十一条第二号」を「第十条第二号」に改める。

#### 別表第一（第五条関係）

一小ホール若しくは本館各施設を使用する場合又は体育館を占用使用する場合の超過使用料

午後九時まで	正午から午後五時まで	午前七時から午前九時まで	時間区分	算定基準時間及び使用料		超過時間	超過使用料
				一時間以内	一時間を超えて		
午後九時から午後五時まで	正午から午後五時まで	午前七時から午前九時まで	午前九時まで	五十パーセント相当する額	五十パーセントに相当する額	五十パーセントに相当する額	五十パーセントに相当する額
午後九時まで	正午から午後五時まで	午前七時から午前九時まで	午前九時まで	一百パーセント相当する額	一百パーセントに相当する額	一百パーセントに相当する額	一百パーセントに相当する額
午後九時まで	正午から午後五時まで	午前七時から午前九時まで	午前九時まで	二十五パーセント相当する額	二十五パーセントに相当する額	二十五パーセントに相当する額	二十五パーセントに相当する額
午後九時まで	正午から午後五時まで	午前七時から午前九時まで	午前九時まで	五十パーセント相当する額	五十パーセントに相当する額	五十パーセントに相当する額	五十パーセントに相当する額

#### 二 体育館を個人使用する場合の超過使用料

区分	品名	単位	超過使用料	
			一時間未満	一時間以上二時間以内
ボーダーライト	ボーダーライト	一式	三五〇円	一〇〇ワット
アッパー ホリズンライト	アッパー ホリズンライト	一式	四七〇円	五〇〇ワット
サスペンションライト	サスペンションライト	一台	一七〇円	五〇〇ワット
シーリングスポットライト	シーリングスポットライト	一台	一七〇円	五〇〇ワット
スタンド	スタンド	一台	一一〇円	
拡声装置	マイクロホン	一本	三五〇円	
マイクロホン	マイクロホン	一本	九四〇円	一チャンネル
ワイヤレスマイクロホン	ワイヤレスマイクロホン	一本	五九〇円	
テープレコード	テープレコード	一台	五九〇円	
レコードプレーヤー	レコードプレーヤー	一台	一、一八〇円	
スクリーン	スクリーン	一台	一、一八〇円	
コンセント	コンセント	一個	一式	
六ミリ映写機	六ミリ映写機	一台	五九〇円	
演台	演台	一台	二、三七〇円	
ピアノ	ピアノ	一台	二、一八〇円	
ピンスポットライト	ピンスポットライト	二台	五九〇円	
金屏風	金屏風	二台	五九〇円	

二時間を超える場合	百パーセントに相当する額
い。	調律料は含まない。

音楽室	ステレオ	一式	一、一八〇円
ピアノ（アップライト）	一台	一、一八〇円	
ストップウォッチ	一個	六〇円	
フロアシート	一枚	一一〇円	
コインロッカー	一口	五〇円	
体育館	長机	一脚	六〇円
折りたたみ椅子	一脚	一〇円	
オーバーヘッドプロジェクター	一台	五九〇円	
黒板	一台	一一〇円	
スライド映写機	一台	五九〇円	
全館共通			

## 備考

この表の使用料は、午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで及び午後六時から午後十時までをそれぞれ一回として算定するものとする。ただし、コインロッカーについてはこの限りでない。

二 一回の利用時間を超えて利用するときの使用料は、一時間ごとにこの表に掲げる使用料の額の二十五パーセントに相当する額とする。ただし、コインロッカーについてはこの限りでない。

三 前項の場合において、超過時間が一時間未満であるときは一時間とし、一時間を超える場合において一時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、一時間として計算する。

## 別表第三を削る。

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則  
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則  
福岡県税条例施行規則（昭和三十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。  
第一条第五号中「県吏員」を「県職員」に改める。  
第二条の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条第一項中「県吏員」を「県職員」に改める。

第一号様式中「事務吏員」を「職員」に、「行なう」を「行う」に改める。

## 附 則

（施行期日）  
1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。  
(経過措置)

3 改正前の福岡県税条例施行規則第一条第三項の規定により交付された徴税吏員証、県税その他県徴収金滞納者財産差押証及び検税吏員証は、修正をせずに使用することができる。

福岡県獸医療法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。  
平成十九年三月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

## 福岡県規則第十九号

福岡県獸医療法施行細則の一部を改正する規則

福岡県獸医療法施行細則（平成四年福岡県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「様式第一号」の下に「及び様式第一号の二」を加え、同条第三号中「休止」の下に「再開」を加える。

様式第一号中「X線装置」を「エックス線装置」に改め、同様式備考に次のように加える。

4 エックス線装置を備えた診療施設にあっては様式第一号の2を併せて提出する。

様式第一号の次に次の二様式を加える。

## 様式第1号の2(第2条関係)

## エックス線装置に関する概要書

## 1 エックス線装置に関する事項

台 数		台								
エックス線装置	設 置 年 月 日	年 月 日		年 月 日						
	製 造 年 月 日	年 月 日		年 月 日						
	設 置 時 の 状 態	新 品 ・ 中 古 品		新 品 ・ 中 古 品						
	製 作 者 名									
	型 式									
エックス線装置の定格出力	区 分	管電圧	管電流	撮影時間	管電圧	管電流	撮影時間			
	連 続	k v	mA	—	k v	mA	—			
	短 時 間	k v	mA	秒	k v	mA	秒			
	蓄 電 式	k v	$\mu$ F	—	k v	$\mu$ F	—			
	主 な 用 途	撮影・透視・治療			撮影・透視・治療					
エックス線装置の防護	装置のタイプ	固定式・可搬式・ホータブル		固定式・可搬式・ホータブル						
	エックス線管の容器及び照射筒の漏れ放射線量	規 制 値 (以下・超える)		規 制 値 (以下・超える)						
	総 ろ 過 量	mmAl 当量		mmAl 当量						
	時間の積算かつ警告音を発することができるタイマー	有 ・ 無		有 ・ 無						
	利用線すい可動絞り装置の構造	適 ・ 否		適 ・ 否						
	受像器を通過後の放射線量	規 制 値 (以下・超える)		規 制 値 (以下・超える)						
	最大照射野を3cm超える部分を通過したエックス線の放射線量	規 制 値 (以下・超える)		規 制 値 (以下・超える)						
	被照射体周囲の利用線すい以外のエックス線防護設備	有 ・ 無		有 ・ 無						
	利用線すい可動絞り装置の構造	適 ・ 否		適 ・ 否						
	照射野の直径(口内法撮影用エックス線装置の場合)	c m		c m						
撮 影 用	エックス線管焦点及び被照射体から作業従事者までの距離(移動型及び携帯型エックス線装置並びに手術用のエックス線装置の場合)	m		m						
	ろ過板保持装置(インターロック)	有 ・ 無		有 ・ 無						

## 2 エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

1週間の延べ撮影回数		回	
1週間の延べ透視時間		時間	
診療施設の概要	形態	独立家屋(階建て)、マンション等の集合家屋(階建て階)、その他( )	
	構造	耐火構造( )、木造・木造モルタル、プレハブ、その他( )	
エックス線診療室の概要	形態	エックス線診療専用の室、診療室と兼用の室、手術室と兼用の室、その他( )	
	操作室の有無	有・無	
診療室等の遮へい物等の概要		材質等	厚さ(cm)
	天井		
	床		
	(東側)		
	(西側)		
	(南側)		
	(北側)		
	監視用窓		
	出入口の扉		
	診療室の遮へい物の外側における実効線量		mSv/週
	診療室である旨の標識	有・無	
	注意事項の掲示	有・無	

## 3 エックス線診療室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要

管理区域の境界における実効線量		mSv/3月間
立入制限措置	遮へい物(材質等: )による区画 白線による区画、その他( )	
管理区域である旨の標識	有・無	
敷地内の居住区域及び敷地の境界	人が居住する区域における実効線量	$\mu$ Sv/3月間
	敷地の境界における実効線量	$\mu$ Sv/3月間

## 4 その他の放射線障害の防止に関する予防措置の概要

防護用具の保有状況	防護手袋( )、防護エプロン( ) その他(名称: ) 数量: ( )
放射線測定用具の保有状況	フィルムバッジ( )、ポケット線量計( ) 蛍光ガラス線量計( )、エクセルバッジ( ) その他(名称: ) 数量: ( )
放射線測定器の保有状況	有・無 (測定器名: 数量: )
線量測定方法	実測・計算
実測測定器名	
その他の措置(健康診断等)	

## 5 エックス線診療に従事する獣医師の氏名及びエックス線診療に関する経歴

氏名	エックス線診療に関する経歴

## 6 エックス線診療室における放射線測定者の概要

測定機関	名称	
	所在地	
測定実施者氏名		
測定日		年 月 日

## (備考)

- 1 エックス線管の位置を記入した診療所(室)の平面図  
 2 エックス線装置を使用する部屋の遮へい物等の配置状況  
 3 エックス線診療室における放射線測定結果書

様式第一号及び様式第三号を次のように改める。

様式第2号（第2条関係）

## 診療施設変更届

年 月 日

福岡県知事

殿

住所  
開設者 氏名

印

(開設者が法人である場合にあっては当該  
法人の名称及び主たる事務所の所在地)

下記のとおり診療施設の届出事項を変更したので、獣医療法第3条の規定により届け出ます。

記

1 診療施設の名称

2 開設場所

3 変更事項

4 変更理由

5 変更年月日

年 月 日

備考 変更が確認できる書類、図面等を添付すること。

ただし、エックス線に関する事項の変更にあっては様式第1号の2を併せて提出すること。

様式第3号（第2条関係）

## 診療施設（休止、再開、廃止）届

年 月 日

福岡県知事 殿

住所  
開設者 氏名 印

（開設者が法人である場合にあっては当該  
法人の名称及び主たる事務所の所在地）

下記のとおり診療施設を（休止、再開、廃止）したので、獣医療法第3条の規定により届け出ます。

記

1 診療施設の名称

2 開設場所

3 休止の期間又は再開、廃止の年月日

休止の期間 年 月 日から 年 月 日まで

再開、廃止の年月日 年 月 日

4 休止、再開又は廃止の理由

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

### 附 則

員及び幹事の指名等に関する規程第一条及び第三条第一項の規定は、なおその効力を有する。

### 福岡県訓令第五号

本 庁

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員

令

第一条 知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程（昭和四十二年六月福岡県訓令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表総務部の項中「消防防災課長」を「消防防災安全課長」に、同表出納事務局の項中「出納事務局総務課長」を「出納事務局出納総務課長」に改める。

第二条 知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を次のように改正する。

第二条中「副知事 出納長」を「副知事」に改める。

第三条第一項の表中出納事務局の項を削る。

### 附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

（出納長等に関する経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第一項の規定により出納長がなお従前の例により在職する場合においては、第二条の規定による改正前の知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委

### 福岡県訓令第六号

本 庁

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県石油コンビナート等防災本部の本部員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県石油コンビナート等防災本部の本部員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓

令

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県石油コンビナート等防災本部の本部員及び幹事の指名等に関する規程（昭和五十一年十二月福岡県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表総務部の項中「消防防災課長」を「消防防災安全課長」に改める。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成十九年三月二十八日

### 人事委員会

#### 福岡県人事委員会規則第五号

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の任用に関する規則（平成元年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め

る。

附  
則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

発行  
福岡県市  
(博多区東公園七番  
総務部行政経営企画課)

販印  
壳刷  
九福岡市  
チ博多区  
| 東比  
エ惠二  
ツ株目  
式九  
会一  
社号

定価  
一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)